

第2次八王子市再犯防止推進計画(素案)について

1 報告趣旨

現行の「八王子市再犯防止推進計画」の計画期間が令和6年度末をもって満了するにあたり、「第2次八王子市再犯防止推進計画(素案)」を取りまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 計画(素案)の概要

ア 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画であり、国・都の計画や「八王子未来デザイン2040」、「生活安全・安心条例」、「地域福祉計画」と連携した計画として位置付けている。

イ 計画期間

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

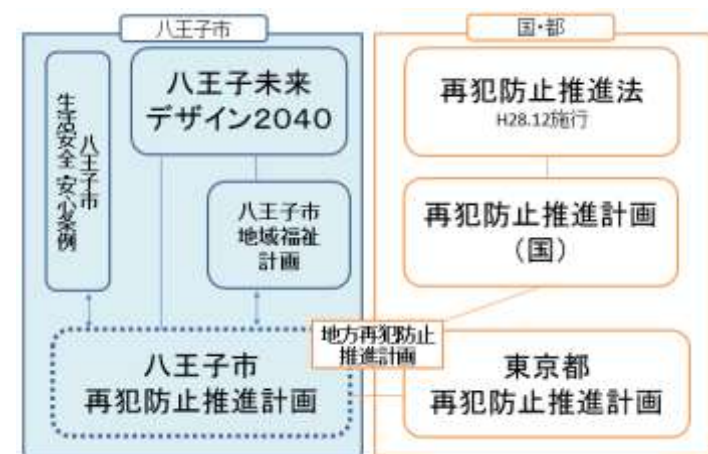


図 計画の位置付け

ウ 計画の基本的な考え方

「新たな加害者も被害者も生まない、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現」に向けて、国、都、保護司をはじめとする民間協力者等との連携を一層強化し、地域の実情に応じた再犯防止施策を推進する。

エ 基本方針

- (ア)犯罪をした者等が、地域社会において孤立することがないように、国・東京都・民間協力者等との緊密な連携協力による「息の長い支援」の実現を図る。
- (イ)犯罪をした者等の特性に応じた、切れ目のない必要な指導及び支援を実施する。
- (ウ)再犯防止に関する取組を分かりやすく効果的に広報し、市民の関心と理解を得る。
- (エ)犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえ、再犯防止施策に取り組む。

(2) 計画の素案及び概要版

別紙1「第2次八王子市再犯防止推進計画（素案）」

別紙2「第2次八王子市再犯防止推進計画（素案・概要版）」

(3) パブリックコメントの実施

ア 期 間：令和6年（2024年）12月1日（日）～令和7年（2025年）1月6日（月）

イ 周知方法：広報はちおうじ12月1日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所：防犯課、市政資料室、市民部各事務所、各図書館、各市民センター、市ホームページ

エ 提出方法：郵送、FAX、電子メール、防犯課窓口への提出

(4) 今後のスケジュール

令和7年（2025年） 1月 八王子市再犯防止推進会議の開催
3月 公表